

る。著作権法の一部を改正する法律を公布す。

版すること」の下に「電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一条第一号において「出版行為」という。)又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ)を行うこと(次条第二項及び第八十一条第二号において「公衆送信行為」という。)」を加え、同条第二項中「複製権者」を「複製権等保有者」に改め、「その複製権」の下に「又は公衆送信権」を加える。

第八十条第一項中「頒布の目的をもつて」を削り、「著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利」を「著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部」に改め、同項に次の各号を加える。

一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利(原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録されたり電磁的記録として複製する権利を含む。)

二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

第八十条第二項中の「出版」を「の出版行為又は公衆送信行為(第八十三条第二項及び第八十四条第三項において「出版行為等」といつ。)」に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「当該著作物を」を「当該著作物について、に」、「複製する」を「複製し、又は公衆送信を行ふ」に改め、同条第三項中「出版権者は」の下に「複製権等保有者の承諾を得た場合に限り」を「複製」の下に「又は公衆送信」を加え、「できない」を「できる」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第六十三条第二項 第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第一項(第二号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

第八十一条第一項第一号に掲げる権利に係る出版権者は、の下に、「次に各号に掲げる区分に応じ」を加え、「次に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 前条第一項第一号に掲げる権利に係る出版権者（次条において「第一号出版権者」という。）次に掲げる義務

イ 複製権等保有者からその著作物を複製するためには必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について出版行為を行ふ義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して出版行為を行う義務

二 前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者（次条第一項第一号において「第二号出版権者」という。）次に掲げる義務

イ 複製権等保有者からその著作物について公衆送信を行うために必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について公衆送信行為を行ふ義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して公衆送信行為を行ふ義務

三 その著作物について第一号出版権者が公衆送信を行う場合

第八十二条第一項中「出版権者」を「第一号出版権者」に、「あらためて」を「改めて」「つゝ」を「都度」に改める。

第八十三条第二項中「の出版」を「の出版行為等」に改める。

第八十四条第一項中「第八十一条第一号」を第二号（イに係る部分に限る。）に「複製権者」を「複製権等保有者」に、「その出版権」を「それぞれ第八十一条第一項第一号又は第一号に掲げる権利に係る出版権」に改め、同条第二項中「第八十一条第一号に掲げる権利に係る出版権者」を「第一号出版権者」として改める。

「二号」を「第八十一条第一項（口に係る部分に限る。）又は第二号（口に係る部分に限る。）に、複製権者」を「複製権等保有者」に、「その出版権」を「それぞれ第八十条第一項第一号又は第一号に掲げる権利に係る出版権」に改め、同条第三項中「複製権者」を「複製権等保有者」に、「出版を「出版行為等を」に改める。

第八十六条第一項中「第三十三条の二第一項」の下に「及び第四項」を加え、「第三十七条第一項及び第三項」を「第三十七条」に改め、同条第二項中「第三十三条の二第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「八十一条第一項」を「第八十条第一項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十三条の二第二項、第三十条の二、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二（第四項、第三十五条第二項、第三十六条第一項、第三十七条规定第一項及び第三项、第三十七条规定（第一号を除く）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条の二並びに第四十七条の六の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十五条第一項、第三十六条第一項及び第四十七条の二中「著作権者」とあるのは出 版権者」と、第四十七条の六ただし書中「著作権」とあるのは「出版権」と読み替えるものとする。

第八十七条中「複製権者」を「複製権等保有者」に改め、「限り」の下に「その全部又は一部を」を加える。

第八十八条第一項第一号中「複製権」の下に「若しくは公衆送信権」を加える。

第一百四条第三項中「著作権者」の下に「、出 版権者」を「その著作権」の下に「、出版権」を加え、同条第四項中「著作権」の下に「、出版権」を加える。

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び次条の規定は、視聴覚的実演に関する北京条約（同条において「視聴覚的実演条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。